

こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律 令和6年法律第69号)

参考資料

趣旨	児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が数員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けられることなどを義務付けるなどする。			
対象事業者	学校設置者等（第2条第3項）：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者 民間教育保育等事業者（第2条第5項）：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者			
対象事業者の責務等	学校設置者等及び民間教育保育等事業者（第3条第1項）	国（第3条第2項）	再犯対策	
	・教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める ・児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する	・学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施	(4) 対象となる性犯罪前科の有無の確認（第4条等） ・児童等に接する業務の従事者は、漏入れ、配置転換等の際に確認が必要 ・学校設置者等の現職者は、施行から3年以内に確認（第4条第3項等） ・民間教育保育等事業者の従事者は、認定から1年以内に確認（第26条第5項） ・確認を行った従事者については、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）	
対象事業者に求められる措置等	安全確保措置	初犯対策	特定性犯罪前科の確認対象	
	(1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置 ・危険の早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等） ・児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等） (2) 被害が疑われる場合の措置 ・調査（第7条第1項等） ・被害児童の保護・支援（第7条第2項等） (3) 教員等の研修（第8条等） 防止措置の義務 ・性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に就事させないなど）を講じなければならない。（第6条等） ※ 特定性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。詳細は、ガイドラインで示す予定。	① 拘禁刑（服役）：刑の執行終了等から20年 ② 拘禁刑（執行猶予判決を受け、猶予期間満了）：裁判確定日から10年 ③ 罰金：刑の執行終了等から10年		
情報管理措置等	○ 犯罪事実確認等の適切な管理（第11条、第14条等） ○ 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等） ○ 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第15条等） ○ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条） ○ 情報の秘密保持義務（第39条）			
指導・監督	情報管理措置等の実施状況の指導・監督 ・国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、公表、命令、等）			

(1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置

(2) 被害が疑われる場合の措置

(3) 教員等の研修（第8条等）

情報管理措置等 安全確保措置等の適切な管理（第11条、第14条等） 利用目的による制限及び第三者に対する提供の禁止（第12条等） 犯罪事実確認書に記載された情報の漏えい等の報告（第15条等） | || 指導・監督 | 安全確保措置等の指導・監督 ・学校設置者等：各所管法令に基づき、所管庁が監督 ・認定事業者：国（こども家庭庁）が直接監督 （定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表、等） 施行期日：公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日 | | |

制度の概要

- 法は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が、児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにするとともに、そのために学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者（以下「対象事業者」という。）が講ずべき措置等について定めることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とするものである。
- 法において対象事業者が講ずべき措置等は、主に次の①から④までに掲げるものである。
 - ① 事業所における児童対象性暴力等の未然防止・発生時対応等を適切に行うための、日頃からの早期把握、相談、研修等や、児童対象性暴力等が生じた場合の調査及び児童等の保護・支援の実施
 - ② 業務に従事させようとする教員等（法第2条第4項）又は教育保育等従事者（同条第6項）が、特定性犯罪事実該当者（同条第8項）であるか否かについての情報が記載された書面（以下「犯罪事実確認書」という。）による確認（以下「犯罪事実確認」という。）
 - ③ ①の調査等や②の犯罪事実確認の結果等を踏まえた児童対象性暴力等の防止のための措置（以下「防止措置」という。）の実施（①から③までの措置をまとめて、以下「安全確保措置」という。）
 - ④ 犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理するための措置等の実施（以下「情報管理措置」という。）
- 民間教育保育等事業者は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている場合に、内閣総理大臣の認定等（民間教育保育等事業者及び事業運営者に対する共同認定を含む。）を受けることができ
- 対象事業者の下でこれらの措置が確実に実施されるよう、学校設置者等については国及び所轄庁が連携して、認定事業者等については国において、法で定める対象事業者からの定期報告等を端緒として、監督等を行うこととしている。

制度対象

対象事業（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「法」という。）第2条第3項各号においては、学校設置者等については、次に掲げる施設、事業等のおり定めている。
- 同条第5項各号においては、民間教育保育等事業者については、次に掲げる事業のおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】

- 幼保連携型認定こども園
- 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】

- 児童相談所
- 児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 乳児等通園支援事業（こども園でも通園制度）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】

- 専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
- 学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
- 民間教育事業

【児童福祉関係】

- 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
- 児童自立生活援助事業
- 放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 小規模住居型児童養育事業
- 病児保育事業
- 意見表明等支援事業
- 妊産婦等生活援助事業
- 児童育成支援拠点事業
- 認可外保育事業

【障害児関係】

- 指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行支援、行動支援、短期入所又は重度障害者等包括支援）